

別記（第 2 条及び第 8 条関係）

支給対象者

下記の支給対象者に対して、低所得の高齢者向けの給付金を 1 人につき 3 万円支給する。

- (1) 低所得の高齢者向けの給付金は、「平成 27 年度村臨時福祉給付金支給事業実施要綱」（以下「平成 27 年度実施要綱」という。）の別記の 1（支給対象者）の（1）（平成 27 年度実施要綱の別記 1 の（1）の④を除き、（5）及び（6）の適用を受ける場合を含む。）に定める平成 27 年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成 28 年度中に 65 歳以上となる者（昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた者）（他の市町村において、低所得の高齢者向けの給付金が支給される者を除く。）に支給する。
- (2) （1）の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、低所得の高齢者向けの給付金は支給しない。
 - ① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成 28 年 4 月 1 日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）
 - ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付（以下この②において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成 28 年 4 月 1 日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）
 - ③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）第 15 条第 3 項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成 21 年厚生労働省令第 75 号）第 15 条第 3 項に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成 28 年 4 月 1 日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）
 - ④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 19 条の規定による援護（以下この④において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成 28 年 4 月 1 日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）
- (3) （1）の規定にかかわらず、低所得の高齢者向けの給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、低所得の高齢者向けの給付金を支給しない。